

令和4年度答申第65号
令和5年1月26日

諮問番号 令和4年度諮問第73号（令和5年1月12日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養

生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険規則33条1項柱書は、労災就学援護費は、同項1号から5号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号（令和4年厚生労働省令第49号による改正前のもの。以下同じ。）は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B（以下「本件労働者」という。）は、C社に就労していた者であるが、令和2年2月6日、顧客先へ納品のため出張中救急搬送され、同月9日、頭頂葉脳皮質下出血により死亡した。

（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和2年5月14日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料（以下「遺族補償年金等」という。）の支給の請求をするとともに、本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和3年9月29日付けで、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「『頭頂葉脳皮質下出血』の発症に関し、『異常な出来事』『短期間の過重業務』『長期間の過重業務』のいずれも認められず、

業務上疾病とは判断できませんでした。」との理由を付して、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書（遺族補償年金支給請求に係るもの）、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書（葬祭料請求に係るもの））

（4）処分庁は、令和3年9月29日付けで、本件申請に対して、「請求のあった遺族補償年金請求について、業務上疾病と診断できず、不支給となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（労災就学等援護費不支給決定通知書）

（5）審査請求人は、令和4年1月4日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒写し）

（6）審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、D労働者災害補償保険審査官は、令和4年12月6日、審査請求人の当該審査請求を棄却する決定をした。

（決定書）

（7）審査庁は、令和5年1月12日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書）

4 審査請求人の主張の要旨

以下のとおり、本件労働者の死亡と業務との間には因果関係が認められるから、処分庁の本件不支給決定は誤りである。

（1）異常な出来事

本件労働者は、出張先での不慣れな運転のみではなく、出張先での突発的なトラブルの発生に対して限られた時間の中で適切に対処しなければならず、当該出張における出来事は異常な出来事である。

（2）業務の過重性

ア 短期間の過重業務

本件労働者の発症前おおむね1週間の業務について、出張準備等により通常よりも過重となっており、当該出張を滞りなく成功させなければならぬという過度のプレッシャーもかかっていた。

以上より、発症前おおむね1週間の業務は、特に過重な業務であった。

イ 長期間の過重業務

本件労働者の発症前1か月間の時間外労働時間は、76時間13分と80時間に限りなく近い。

また、本件労働者が深夜22時に終業した場合、通勤時間が約2時間程度であるから、本件労働者の睡眠時間はわずか約4時間程度となる。定時に帰宅できている日はほとんどないことを考えると、本件労働者が日々十分な休息を取れていたとは考えられない。

さらに、支店長である本件労働者はマネジメント業務と通常の営業業務を行っていたのであり、一人でこなすには明らかに多すぎる業務内容である。

(審査請求書、意見書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者の要件については、労災保険規則33条1項2号において、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものと定められている。
- 2 処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定をしている。また、D労働者災害補償保険審査官は、令和4年12月6日、審査請求人の本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。

よって、審査請求人は、上記1に定められている遺族補償年金受給権者である要件を満たしていないことから、処分庁が審査請求人に対して行った本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和4年1月4日付け

審理員意見書提出 : 同年10月5日

本件諮問 : 令和5年1月12日

- (2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から審理員意見書提出までに約9か月、審理員意見書提出から本件諮問までに約3か月を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約1年を要している。審査庁において、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を確認した後に本件諮問をしたとしても、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきである。審査庁においては、審理手續の迅速化を図る必要が認められる。
- (3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（以下「社会復帰促進等」という。）を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条）。社会復帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業（労災保険法29条1項）は、保険給付を補完するものである。

そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険規則33条1項柱書及び同項2号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨と解される。審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、遺族補償年金等の支給請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている。審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

本件不支給決定の通知の備考欄には、「請求のあった遺族補償年金請求に

ついて、業務上疾病と診断できず、不支給となったため。」と記載されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務との相当因果関係を認めていないことを審査請求の理由としているが、本来、労働者の死亡についての業務との相当因果関係の有無は、本件不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、本件遺族補償年金等不支給決定に対する審査請求の手続で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条）にも資することになると考える。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史